


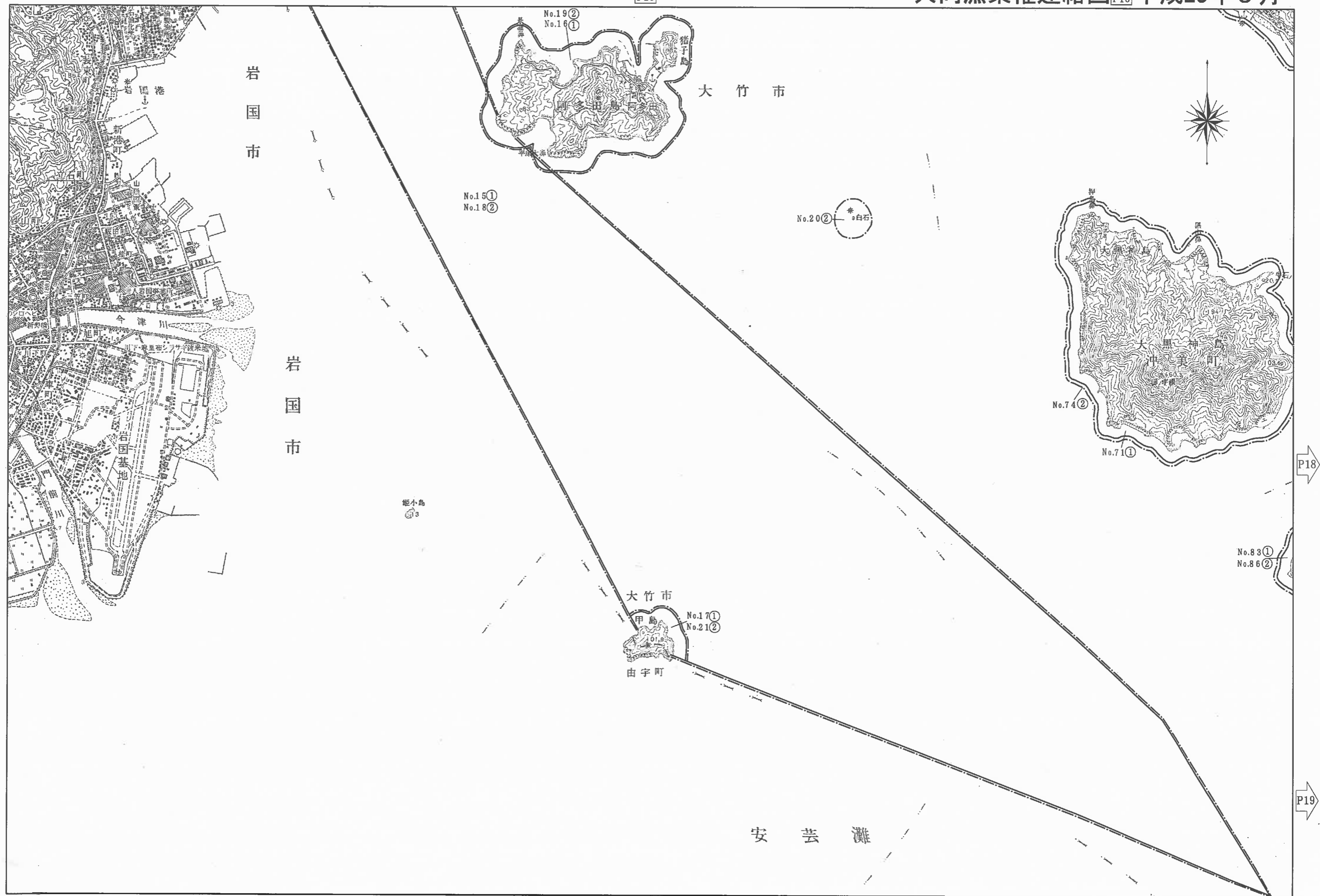
共同漁業権連絡図（新旧対照図）
【広島海区漁場計画（素案）関係】

【凡例】

- 新規・拡大・移動する漁場 
- 縮小・削除する漁場 
- 現行どおり継続する漁場 

（注1）No.〇〇〇は現行漁業権番号を，共〇〇〇は今回計画番号を表す。

令和5年9月1日漁業権切替関係
広島県農林水産局水産課



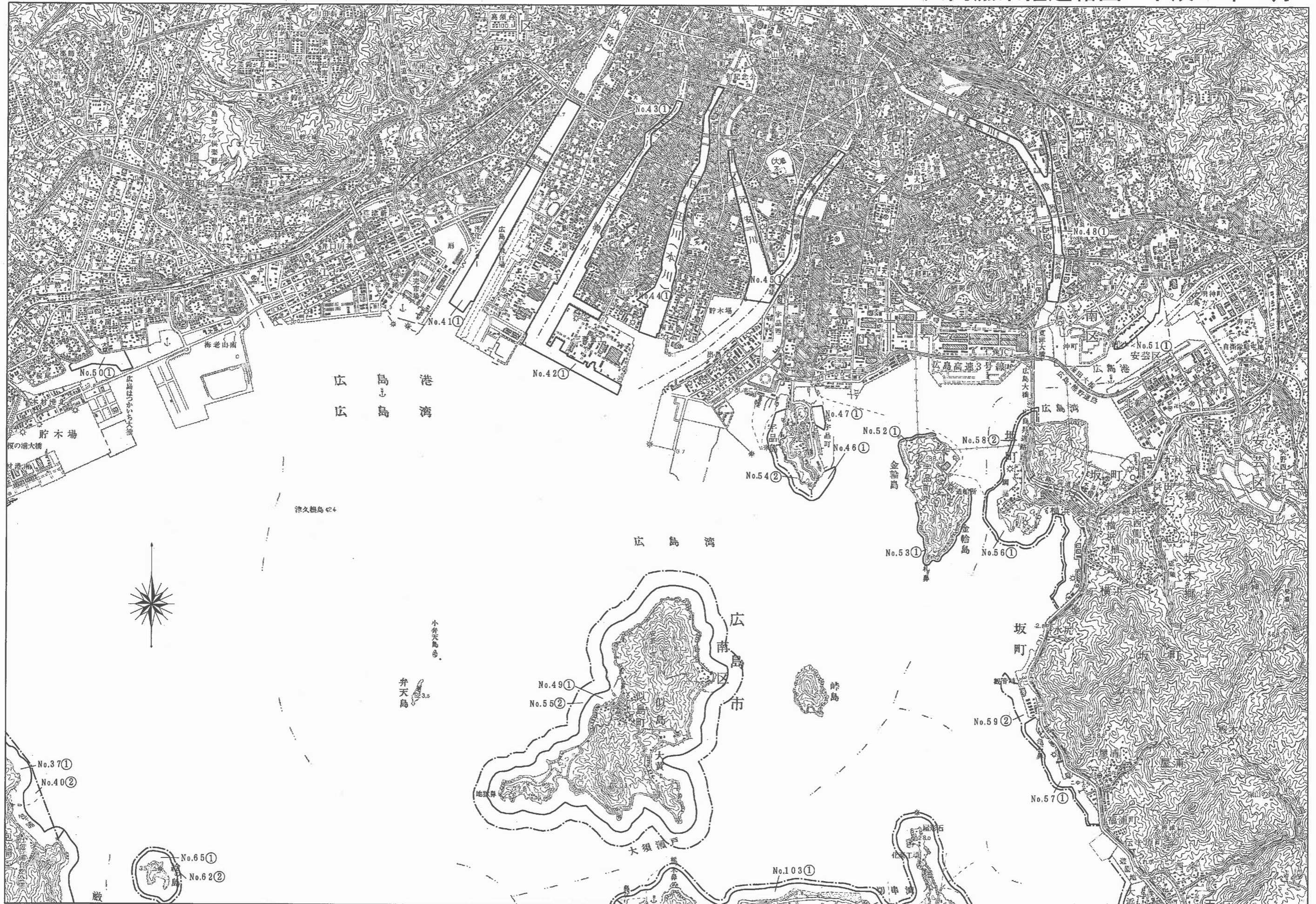
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。



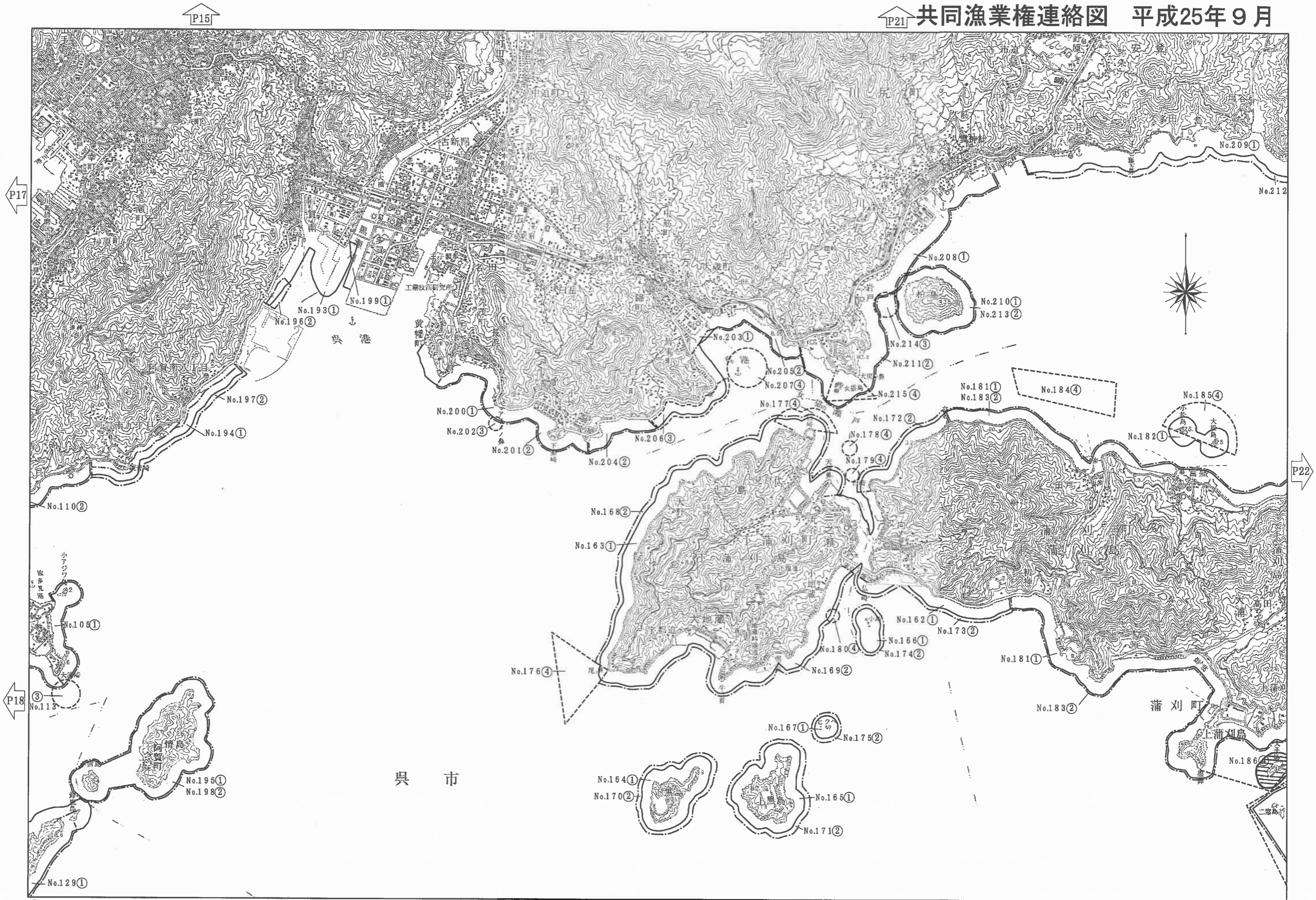
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

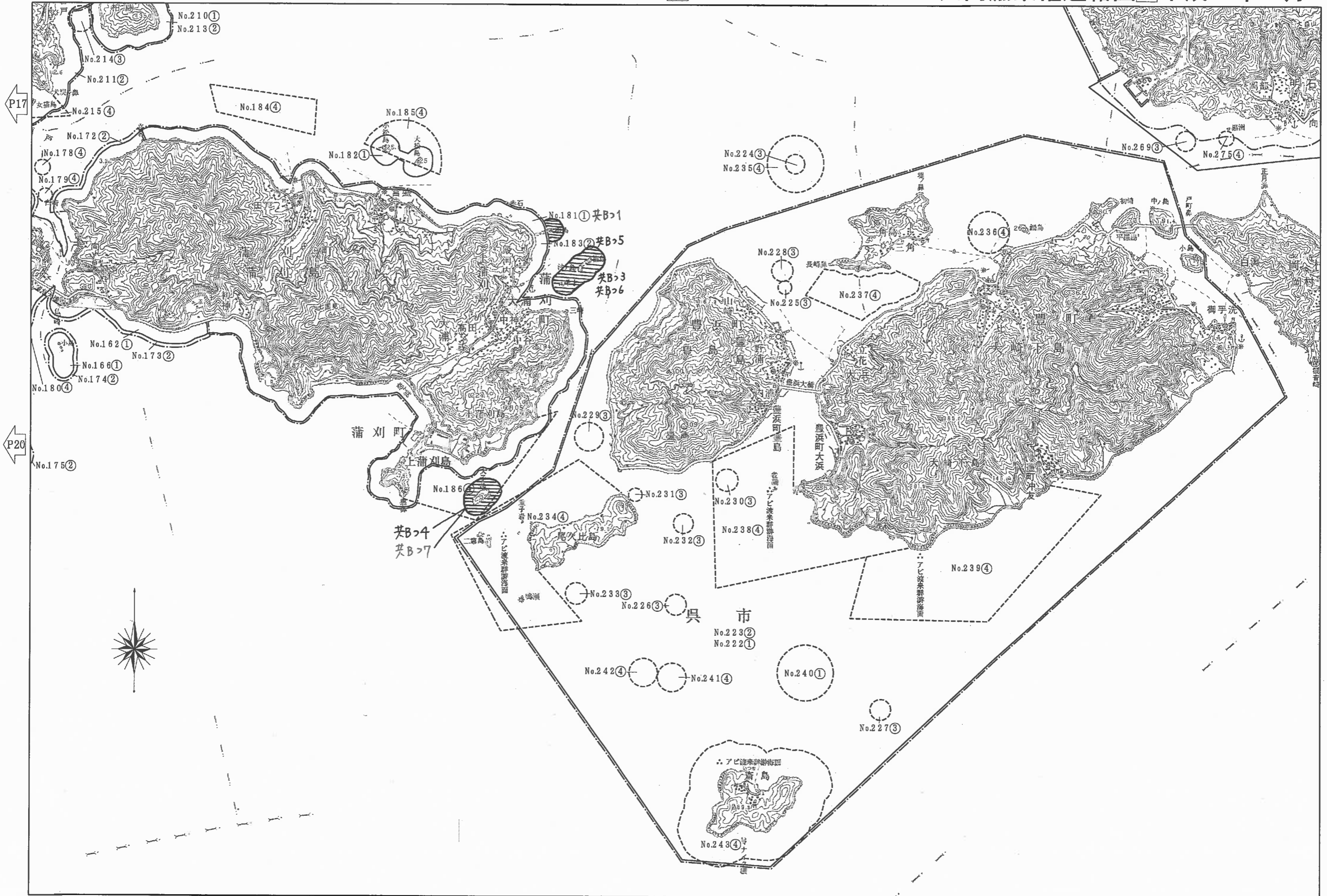


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

共同漁業権連絡図 平成25年9月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。



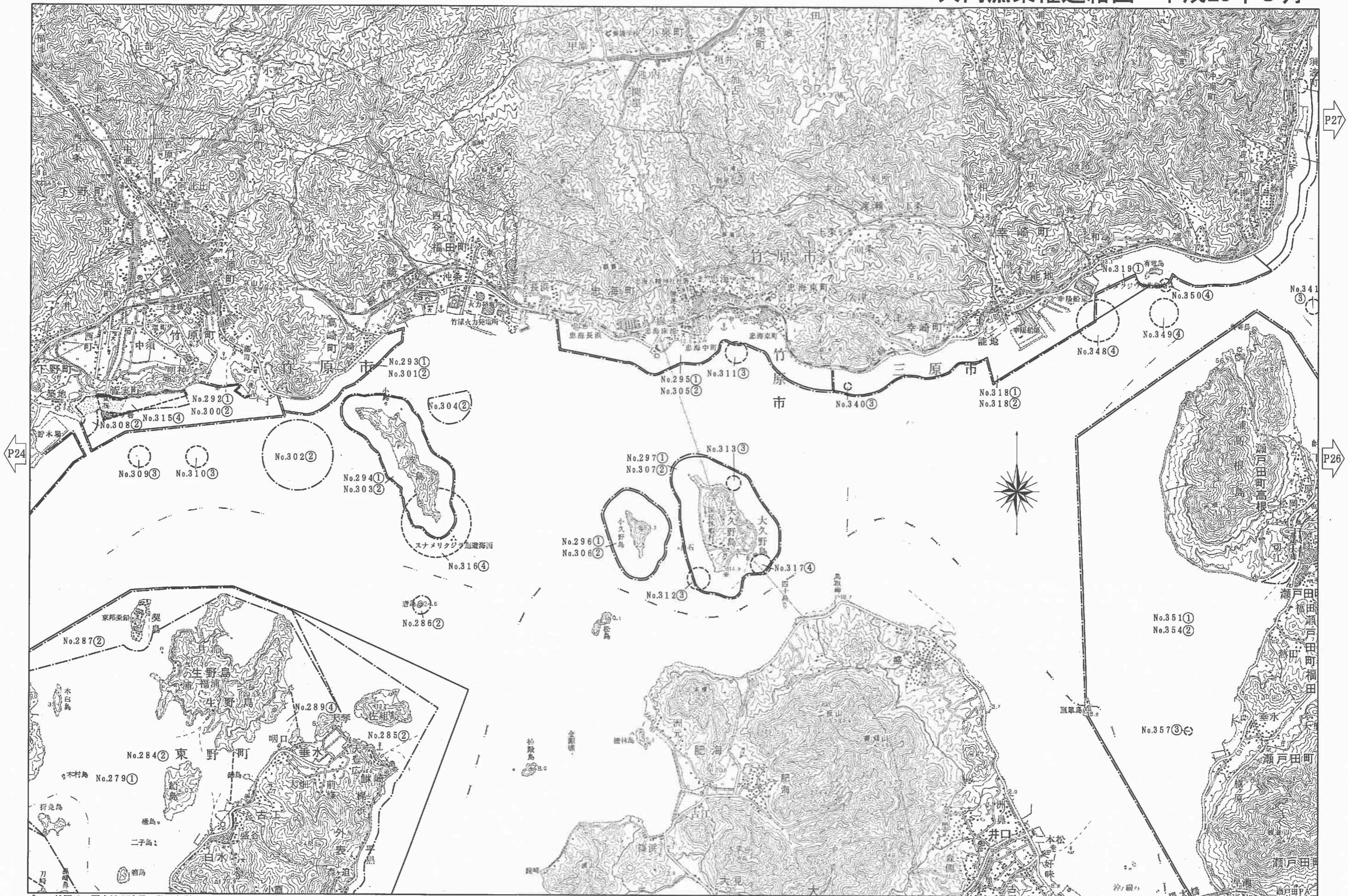
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

P23



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

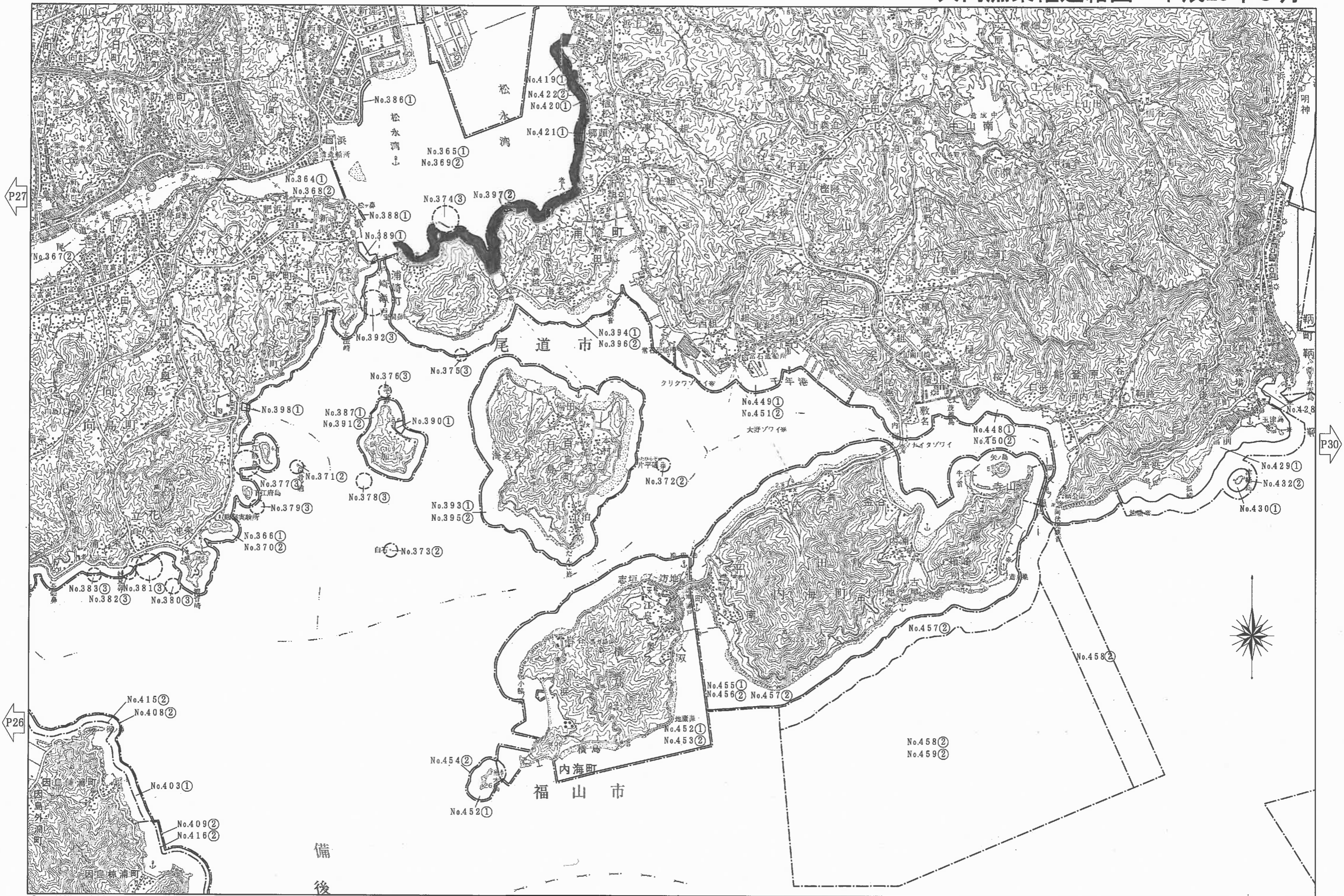
共同漁業権連絡図 平成25年9月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

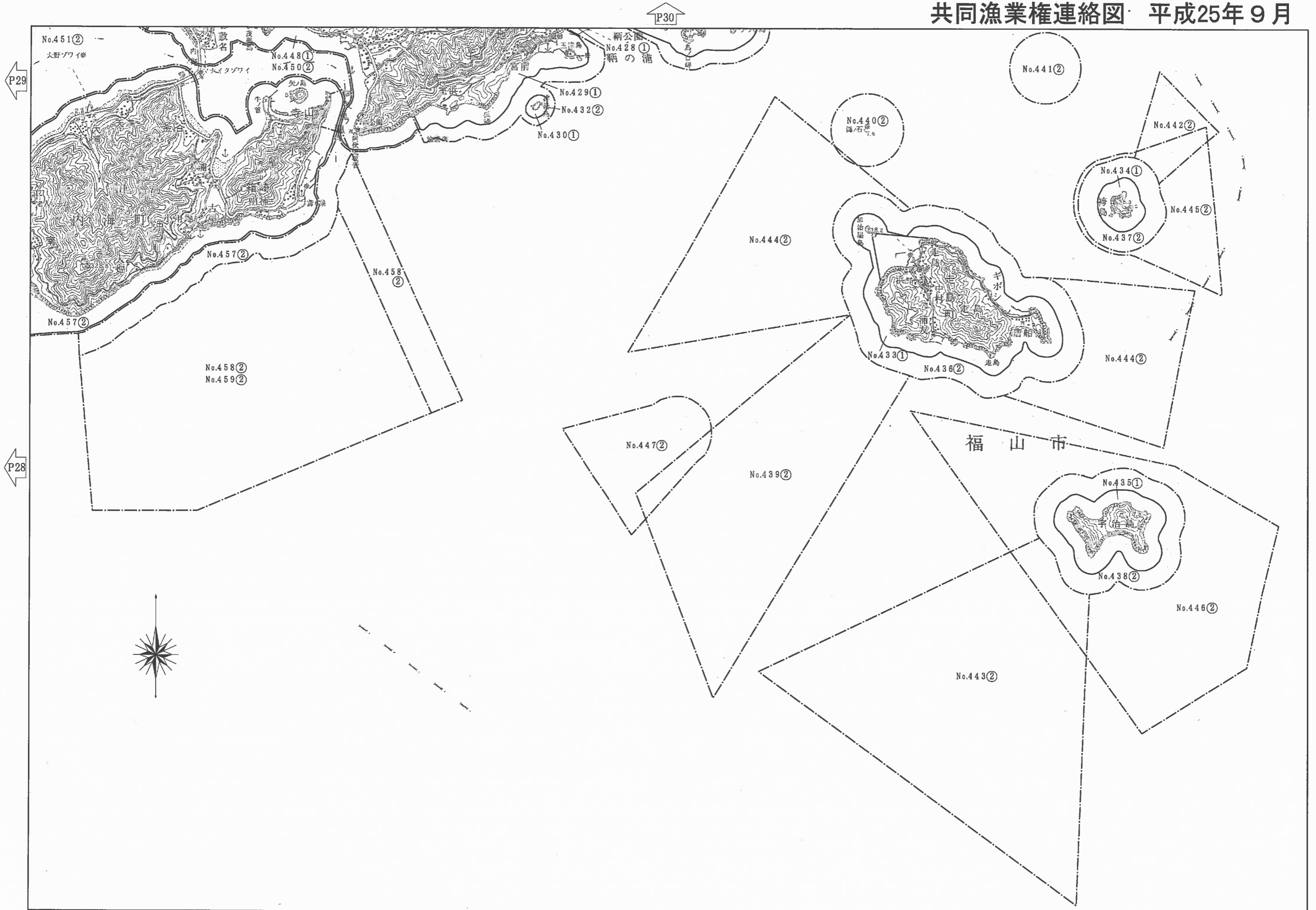


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

P28



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25中複、第56号)」
 ※承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。